

専決処分の報告について

工事請負契約の変更について、別紙のとおり専決処分したので、地方自治法第180条第2項の規定により報告する。

令和7年2月21日提出

秦野市長 高 橋 昌 和



専 決 処 分 書

南矢名陸橋橋りょう修繕耐震補強工事（令和5年度継続費設定）の請負契約の変更について、地方自治法第180条第1項の規定による「議会の委任による市長の専決処分について」に基づき、市長において次のとおり専決処分する。

1 契約の目的

南矢名陸橋の修繕及び耐震化

2 契約の変更事項

(1) 原契約金額

250,654,800円

(2) 変更後の契約金額

256,698,200円

(3) 変更する額

6,043,400円増額（2.41パーセント増）

3 契約の相手方

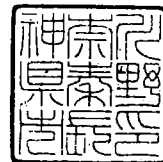
秦野市萩が丘11番30号

株式会社東開造園土木

代表取締役 岡 部 一 郎

令和7年2月7日

秦野市長 高 橋 昌 和



理由

橋脚基礎部分の掘削が鉄道に与える影響を事前に数値化するための解析及び実際の掘削による影響を監視するための計測の追加並びに耐震補強に用いる固定器具の寸法の変更により、原契約金額を増額する。

報告第 4 号説明資料

1 工 事 名

南矢名陸橋橋りょう修繕耐震補強工事（令和 5 年度継続費設定）

2 工事場所

秦野市南矢名地内

3 変更理由

(1) 鉄道軌道への影響解析及び監視計測の追加（増額変更）

小田急電鉄と協議した結果、橋脚基礎部分の掘削が鉄道に与える影響を数値で提示するための解析及び実際の掘削による影響を監視するための計測を追加するものです。

(2) 耐震補強工の対象となる橋脚寸法の変更（減額変更）

掘削したところ、橋脚の高さが想定より低いことが確認されたため、耐震設計の見直しを実施し、橋脚を補強するコンクリートの厚さ及び落橋防止の構造形式を変更するものです。

(3) 耐震補強工に使用する固定器具の寸法の変更（増額変更）

橋脚壁面及び橋桁下面に設置する鋼製の固定器具のボルトの位置は、コンクリート内にある鉄筋に影響を与えないように計画しましたが、橋脚内の鉄筋探査を行ったところ、鉄筋に接触してしまう箇所が確認されたため、ボルトの位置を移動することに伴い固定器具の寸法を変更するものです。

4 変更概要（工事内容）

(1) 鉄道軌道への影響解析及び監視計測の追加（一式）

(2) 耐震補強工の対象となる橋脚寸法の変更（2 基）

(3) 耐震補強工に使用する鋼製固定器具の寸法の変更（1 2 基）

5 契約の変更経過

契約区分	契約金額 (税込み)	工期末	議会 対応
当 初 契 約 (令和 5 年 6 月 23 日)	250,654,800 円	令和 6 年 12 月 27 日	議決
第 1 回変更契約 (令和 6 年 12 月 26 日)	変更無し	令和 7 年 3 月 12 日	不要
今回変更契約 (令和 7 年 2 月 7 日)	256,698,200 円	変更無し	報告

6 位置図等

3 ページ以下のとおり

位置図



市道 26 号線

つくだ公園

南矢名下部自治会館

南矢名陸橋

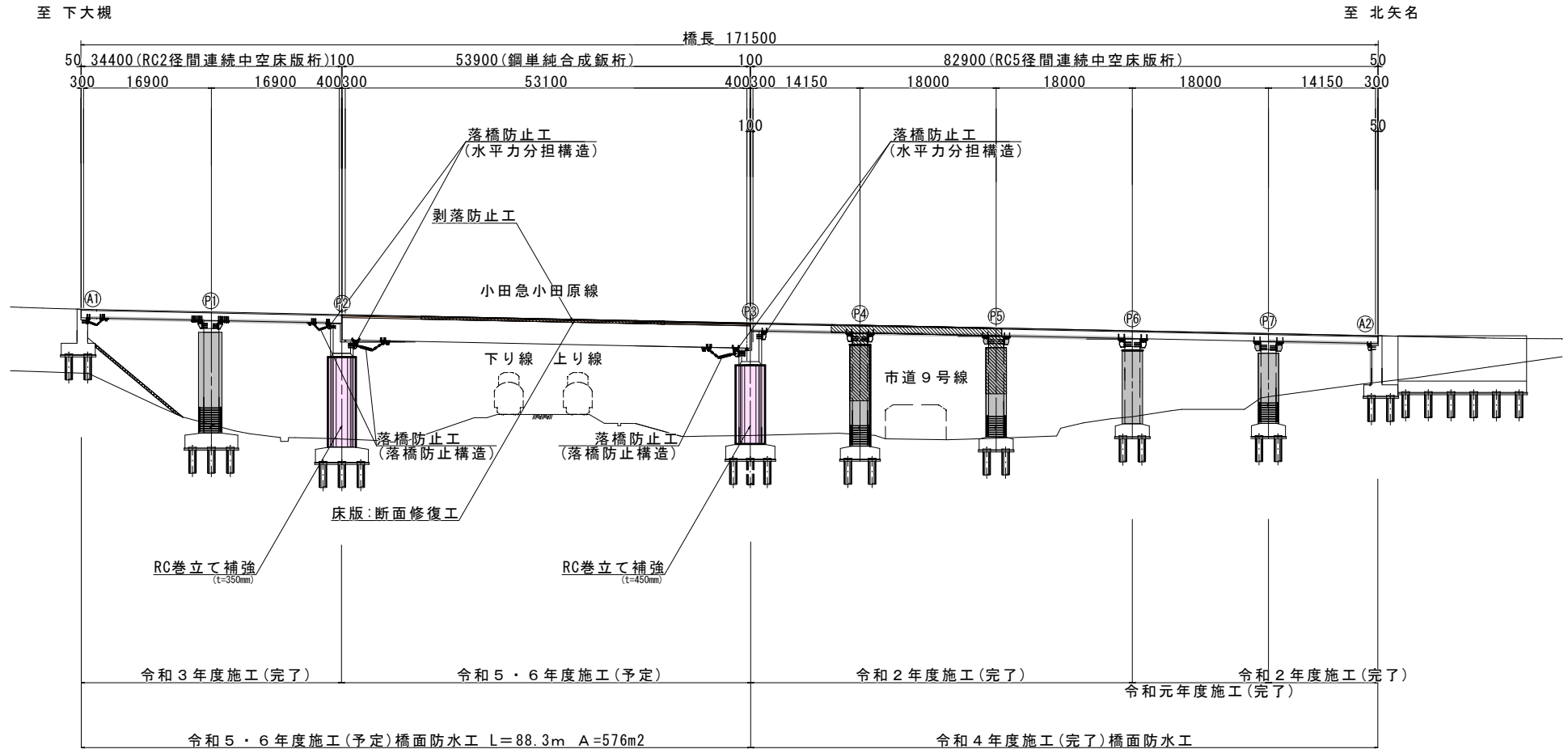
工事場所

東名高速道路

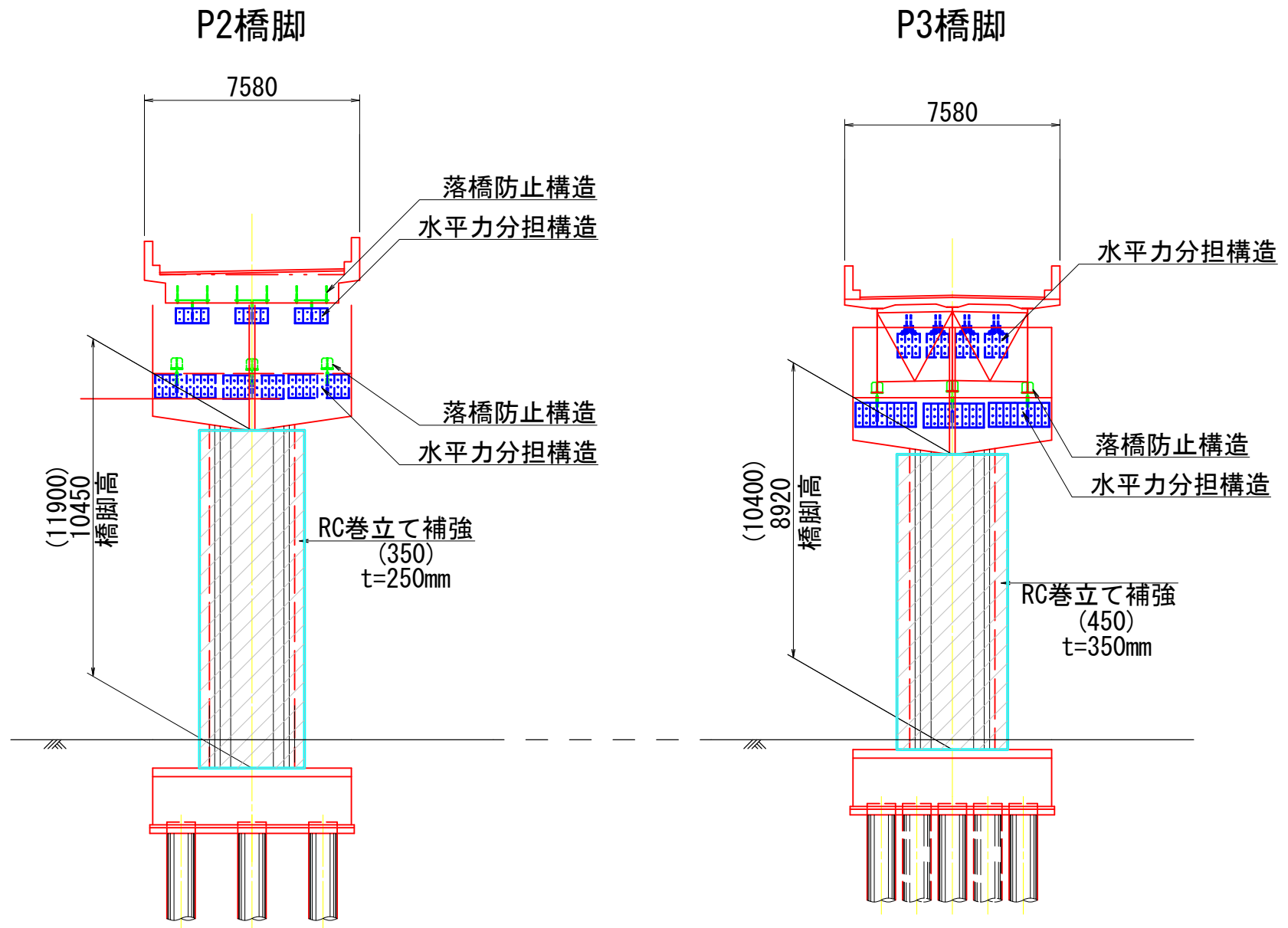
小田急小田原線

南矢名陸橋 補修・補強橋りょう一般図 (令和5・6年度施工予定)

側面図



下部工正面図



※ () 内の数値は当初寸法を表しており、() 下部の数値が変更後の寸法を表しています。